

こ支障第73号
令和6年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

障害児安全安心対策事業の実施について

子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「障害児安全安心対策事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から実施することとした。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、令和5年5月18日こ支障第7号こども家庭庁支援局長通知「子ども安全安心対策事業の実施について」は令和6年3月31日限りで廃止する。ただし、令和5年度末までに採択したものについては、なお従前の例によるものとする。

障害児安全安心対策事業実施要綱

1 事業の目的

障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

3 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①、②の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

②登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

4 留意事項

- (1) 対象施設については、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所とする。
- (2) 3の①の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- (3) 3の①の事業の対象となる機器については、GPSやBLE(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

(※) Bluetooth Low Energy

5 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業については、対象としないものとする。